# 協力金（3/15～3/21）要件確認フローチャート

京都市内の飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？
または業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

要請日（令和3年3月10日）以前から営業していましたか？

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

対象施設を、要請日（3月10日※）以前は21時～翌朝5時までの時間帯に営業していましたか？

（※12/21～3/14の時短要請に応じた方はその期間以前）

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

時短営業の協力開始日から令和3年3月21日まで、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の要請に応じ営業時間を5時～21時までの時間帯に短縮（酒類の提供は20時30分まで）又は休業しましたか？

いいえ → 協力金の申請はできません。

↓ はい

**新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(3/15～3/21実施分)の申請ができます。**